

早めにチェック、教育等のための経済的支援

安心して子育てができるように、こどもの保育や教育にかかる費用をバックアップする色々な手当や助成制度があります。申請時期や利用条件は制度によってさまざまなので、入園、進級、進学時に慌てないよう、早めにチェックしておきましょう。

ほはいくりょうとう けいげん

保育料等の軽減

母 父

保育料等が軽減される場合があるので、ひとり親家庭になったら速やかに窓口で手続きを行いましょう。手続きを行った翌月分から軽減の対象です。

＜必要書類＞次のうちのいずれか1部（コピー可）

- ・ひとり親家庭となった日が記載された戸籍謄本
- ・児童扶養手当証書
- ・ひとり親家庭等医療費受給資格証

＜保育料＞

- ・4～8月は前年度の市町村民税額、9～3月は当年度の市町村民税額を基に計算します。
- ・教育認定（1号認定）を受けて入所している児童と、保育認定（2、3号認定）を受けて入所している児童では保育料の軽減の基準が異なります。

※児童の父母ともに市町村民税所得割が非課税かつ、父母の収入がどちらも103万円未満の場合は、同居される扶養義務者（児童の祖父母等）の市町村民税額により保育料を算出します。

※令和元年10月開始の幼児教育・保育の無償化により、1号・2号の保育料が無償化されています。



しょう ちゅうがくせい しゅうがくえんじょ

小・中学生の就学援助

母 父

世帯全員の所得合計額が基準以下の場合に、市内の小・中学校に通うこどもの学用品費や給食費等の費用の一部を援助します。

＜援助対象＞ ※学年、佐賀市立以外の学校への就学等、状況により該当しない項目もあります。学用品費等、新入学用品費、給食費、医療費、修学旅行費、旅行費、宿泊を伴う校外活動費、通学費（山間の一部地域のみ）

※医療費…トラコーマ（伝染性結膜炎）及び結膜炎、白癬、疥癬及び膿かしん（とびひ）、中耳炎、慢性副鼻腔炎及びアデノイド、う歯（むし歯）、寄生虫病が対象。

治療前に学校の保健室の先生にお知らせください。

＜手続き＞

各学校を通じて申請手続きを行います。佐賀市立の小・中学校以外に通学する場合は、直接学事課で申請手続きを行います。

※就学援助申請書は、佐賀市立の小・中学校、佐賀市教育委員会学事課にあります。



しんにゅうがくようひんひ にゅうがくまえしきゆう

新入学用品費の入学前支給

母 父

4月に佐賀市内の小中学校に入学予定のこどものいる世帯で、佐賀市就学援助要件に該当する世帯に対して、就学援助費（新入学用品費）を入学前の3月に支給します。受付期間等は佐賀市立の各小中学校、佐賀市教育委員会学事課にお問合せください。

こうこう だいがくとうしんがく けいざいてきしえん
高校・大学等進学のための経済的支援

こうとうがっこうとうしゅうがく し えんきんせい ど
高等学校等就学支援金制度・
こうこうせいとうりん じ し えんきんせい ど
高校生等臨時支援金制度

母 父

授業料の負担を軽減するため、高校生等がいる世帯に対し、返還の必要のない高等学校等就学支援金または高校生等臨時支援金を支給します。

就学支援金または臨時支援金は、学校が生徒本人に代わって受け取り、その授業料に充てることとなります。生徒本人（保護者）が直接受け取るものではありません。

<学校種>

国私立高等学校〔全日制・定時制・通信制〕

国私立中等教育学校の後期課程

国私立特別支援学校の高等部

高等専門学校（第1学年から第3学年に限ります。）

専修学校などのうち、

高等学校の課程に類する課程を置くもの

高校生等臨時支援金は令和7年度限りの制度です。
令和8年度以降の制度については未定です。
（国にて「高校授業料の無償化」が検討中）

※詳しくは各学校にお問い合わせください。

<対象> 就学支援金：年収約910万円未満の世帯
臨時支援金：年収約910万円以上の世帯

<手続> 学校で手続きを行います。

こうこうせいとうしゅうがくきゅうふ きんせい ど
高校生等奨学給付金制度

母 父

授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、修学旅行費等）の負担を軽減するため、高校生等（特別支援学校高等部の生徒を除く）がいる低所得世帯を対象に、返還の必要のない奨学給付金を支給します。

<対象>

7月1日時点で“次の給付要件の全てに該当する世帯”が対象です。

- ・ 保護者、親権者等が佐賀県内に住所を有している
- ・ 保護者等の市町村民税所得割額および道府県民税所得割額が非課税の世帯（生活保護受給世帯を含む）
- ・ 高等学校等に7月1日に在学している
- ・ 児童福祉法による児童入所施設設置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではないこと

<給付額>

約3万円～約15万円（世帯の状況や在学する高校によって異なります。）

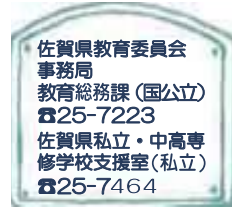
※新入生を対象にして、給付額（年額）の1/4を早めに支給する前倒し給付を行っています。

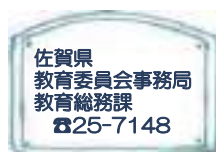
<手続> 県内の高校等 ⇒ 各学校

県外の高校等 ⇒ 国公立の高校：教育総務課

私立の高校：法務私学課

※専攻科に通われている場合の対象者等については、お問い合わせください。





- 〈対 象〉 高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部の本科、専修学校高等課程
- 〈条 件〉 保護者が佐賀県内に居住し、子に勉学意欲があり、将来有為な社会人となる見込みがあること。
学費負担が著しく困難な家庭（成績基準なし）。
学費負担が困難な家庭（成績基準あり）。
- 〈手続き〉 中学 3 年生の 9 月または高校 1～3 年生の各 4 月に、在学する学校に出願書類を提出します。
- 〈金 額〉

区 分	貸与額	備考
基礎額	18,000 円/月	全学生対象
私立学校加算額	12,000 円/月	私立学校へ在籍する学生対象 ※私立学校に在籍する生徒で就学支援金の割り増しを受ける場合は、育英資金の私学加算を減額調整することがあります。
高額通学費加算額	毎月の通学費から5,000円を控除した額	県内高校等へ在籍する学生対象 ※寮や下宿等の自宅外通学の場合は、通学するとみなした通学費と寮費等（食費を除く）を比較し、安い方の金額で算定

☆入学時加算金

国公立	私立
100,000円	200,000円

- 〈貸与期間〉 在学する高等学校等の正規の修学期間
- 〈貸与方法〉 原則として毎月 10 日に、育英学生本人名義の口座に振り込みます。
（10 日が祝休日の場合は、翌営業日）
- 〈返還方法〉 貸与終了（卒業）から6か月の据え置き期間を経過した時から、原則として指定された口座からの引き落としにて、毎月返還していただきます。
※最長 20 年
※無利子

けんりつこうとうがっこうていじせい つうしんせい かていしゅうがくしょうれいきんかじつけ
県立高等学校定時制・通信制課程修学奨励金貸付



就職しながら在学している生徒で、経済的理由により著しく修学が困難な場合に、修学奨励金（無利子 14,000 円／月）の貸付が受けられます。なお、正規の課程を卒業したときは、返還が免除されます。詳しくは各県立高校にお問い合わせください。

しりつこうとうがっこうなど じゅぎょうりょうげんめん
私立高等学校等の授業料減免



私立高等学校等では、独自に授業料の減免制度や奨学金制度を設けている場合があります。詳しくは、各学校にお問い合わせください。



しりつこうとうがっこうなど にゅうがくきんほじょ
私立高等学校等の入学金補助



県内の私立高校や専修学校高等課程に在学し、経済的理由により修学が困難な生徒や保護者等の負担を軽減するため、入学金の助成制度があります。詳しくは各学校又は佐賀県私立中高・専修学校支援室 (25-7464)へお問合せ下さい。

ほしふしかふふくししきんかじつけ
母子父子寡婦福祉資金貸付



母子父子寡婦福祉資金貸付 (P25)

小中学校、高等学校、大学等及び技能習得施設への入学に必要な費用や、高等学校や大学等に就学させるための費用についての貸付制度があります。

<種類>

- ・修学資金
- ・就学支度資金



経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資として奨学金を貸与します。学（校）長から推薦を受けた申込者について、人物・健康・学力・家計（父・母等の所得制限があります）の状況により選考されます。

<対象>大学、短大、高等専門学校、専門（専修）学校、大学院

<奨学金の種類>

○高等教育の修学支援新制度

[対象]住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生・多子世帯（こども3人以上扶養世帯）
授業料・入学金の免除／減額 ＋ 給付型奨学金の支給（返還不要の奨学金）
※所得に応じて（第Ⅰ～Ⅳ区分）、支給額が決まります。
（多子世帯の場合、所得に関わらず一定額まで授業料・入学金が免除になります）

○貸与型奨学金

・第一種奨学金…無利子の奨学金

※修学支援新制度と併用する場合、貸与を受けられる金額が調整されます。多くの場合は減額となり、0円となる場合もあります。

・第二種奨学金…有利子の奨学金

・入学時特別増額貸与奨学金

<保証制度>

- ・人的保証……………貸与を受ける本人が連帯保証人及び保証人を選任する。
- ・機関保証……………一定の保証料を支払うことで保証機関の連帯保証を受ける。
（保証料は月々の奨学金から差し引き）

<申込>

- ・入学前の申込：進学前に在学している学校に申し出てください。
（予約採用）進学先が確定していなくても申込できます。
- ・入学後の申込：毎年春に、在学中の学校で募集が行われます。
（在学採用）入学前の申込で不採用になった方も再度申込できます。
- ・緊急時の申込：家計の急変（父・母等の病気、失業等）の場合に、
随時申し込むことができます。

◇詳しくは在学中の学校にお尋ねください。

いくえいかいしょうがくきん あしなが育英会奨学金

母 父

この奨学金は、無利子貸与型です。卒業半年後から20年以内に返還していただきます。保護者等が病気や災害（交通事故をのぞく）または自死（自殺）などで死亡したり、著しい後遺障害のため、経済的な援助を必要としている家族のこどもが対象です。

※著しい後遺障害とは、次の障害認定を受けている場合をいいます。

身体障害者福祉法、国民年金法、厚生年金保険法施行令、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、労働者災害補償保険法施行規則に定める第1級から第5級

貸与型奨学金	貸与金額
高等学校・高等専門学校奨学金	30,000円
大学・短期大学奨学金	一般 40,000円
	特別 50,000円
専修・各種学校奨学金	40,000円
大学院奨学金	80,000円
入学一時金	貸与金額
私立高校入学一時金	30万円
私立大学入学一時金	40万円

※申請手続きや給付型奨学金（あしながMUFG奨学金）等については、あしなが育英会に直接お尋ねいただくか、ホームページ等にてご確認ください。【電話：0120-77-8565】

くに きょういく 国の教育ローン

母 父

日本政策金融公庫が取り扱う、学校納付金（入学金、授業料、施設設備費など）、受験にかかった費用（受験料、受験時の交通費・宿泊費など）、住居にかかる費用（アパート・マンションの敷金・家賃など）、教科書代、教材費、パソコン購入費、通学費用、修学旅行費用などの貸付です。

〈相談窓口〉 教育ローンコールセンター 0570-008656(ナビダイヤル)



みんかんなど せいど 民間等の制度

母 父

各保険会社を取り扱う学資保険、銀行などが取り扱う教育ローン、学校独自の奨学金などもあります。早めにいろいろな情報を集めましょう。